

令和7年度 第1回 静岡県私立学校審議会会議録（要旨）

日 時	令和7年8月4日（月） 午後1時30分から午後4時45分まで
場 所	県庁別館9階特別第2会議室（静岡市葵区迫手町9-6）
出席者 職・氏名	委 員 会長 高田 学（以下、50音順） 石川佳彦、内田貴典、荻原利江、小林佐知子、坂野史子 渋谷かさね、十鳥ゆりか、鈴木里美、鈴木啓之（第3部会長） 仲田晃弘（第1部会長）、馬瀬和人、松田紀子、水元久人 宮下友美恵（第2部会長） 事務局 赤堀こども若者政策部長、宮島部参事（私学教育担当） 杉山私学振興課長、櫻井課長代理 杉山班長、井澤主査、菅野主査、植村主任、名波主任
議 題	諮問事項等の審議について
配付資料	次第、委員名簿、座席表、議案

1 審議事項

（認可事項）

- 第1号議案 磐田東高等学校の英数科の廃止認可について
- 第2号議案 静岡サレジオ高等学校の収容定員に係る学則変更認可について
- 第3号議案 浜松修学舎高等学校の収容定員に係る学則変更認可について
- 第4号議案 聖隷クリストファー高等学校の収容定員に係る学則変更認可について
- 第5号議案 加藤学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可について
- 第6号議案 静岡雙葉高等学校の収容定員に係る学則変更認可について
- 第7号議案 常葉大学附属常葉高等学校の収容定員に係る学則変更認可について
- 第8号議案 常葉大学附属常葉中学校の収容定員に係る学則変更認可について
- 第9号議案 三和幼稚園の廃止認可について
- 第10号議案 あすなろ幼稚園の廃止認可について
- 第11号議案 学校法人あすなろ学園の解散認可について
- 第12号議案 専門学校静岡医療科学専門大学の目的変更認可について
- 第13号議案 エスコーラフジ（各種学校）の廃止認可について
- 第14号議案 学校法人神和学園の解散認可について
- 第15号議案 国際ことば学院日本語学校（各種学校）の収容定員に係る学則変更認可について

（承認事項）

- 事前審査1 学校法人森の国学園の設立について
- 事前審査2 静岡泉洋高等学校（通信制高校）の設置計画について
- 事前審査3 あおい開惺高等学校（通信制高校）の設置計画について
- 事前審査4 静岡学園なごみ中学校の設置計画について
- 事前審査5 静岡雙葉高等学校の通信制課程の設置計画について
- 事前審査6 聖隷クリストファー高等学校の通信制課程の設置計画について

2 審議内容（要旨）

（1）諮問事項

第1号議案

議案書等に基づき事務局から説明した。

第1部会として7月18日に開催した部会において審議したところ、磐田東高等学校の全日制課程の英数科は、普通科への再編に伴い、令和5年度入学生から募集を停止しており、令和6年度末をもって、在籍者もいなくなった上、今後も生徒募集を行う予定がないため学科を廃止するもので、認可は妥当と判断したことを報告した。

全員異議なく「認可を答申」と決定した。

第2号議案

議案書等に基づき事務局から説明した。

第1部会として7月18日に開催した部会において審議したところ、静岡サレジオ高等学校の特色ある国際化教育を推進するとともに、安定的経営のための財務基盤の強化を図るため、普通科の入学定員を170人から210人とし、収容定員を510人から630人に増やして、難関大学等を目指す「エグゼコース」やグローバル教育を特色とする「ソフィアコース」の人数を増やすもので、認可は妥当と判断したことを報告した。

高田会長から、近年の入学者数と定員の充足状況について質疑があり、事務局から、定員に対する入学者数は、近年、十分に充足している旨、報告があった。

全員異議なく「認可を答申」と決定した。

第3号議案

議案書等に基づき事務局から説明した。

第1部会として7月18日に開催した部会において審議したところ、浜松修学舎高等学校の特色あるビジネスキャリア教育等を推進し進学に力を入れるとともに、安定的経営のための財務基盤の強化を図るため、普通夢みらい科の入学定員を175人から210人とし、収容定員を525人から630人に増やして、「特別進学コース」「進学コース」で進学に力を入れながら、「ビジネスキャリアコース」で社会で求められる力を養成するもので、認可は妥当と判断したことを報告した。

高田会長から、私立学校の定員に関して静岡県私学協会の考え方はどうかと意見があり、仲田委員から、少子化を受けて私立高等学校の定員増等についての静岡県私学協会の考え方について説明があった。

全員異議なく「認可を答申」と決定した。

第4号議案

議案書等に基づき事務局から説明した。

第1部会として7月18日に開催した部会において審議したところ、聖隷クリストファー高等学校は、新たに「アントレプレナーシップクラス」を普通科に設けるため、英数科との間で収容定員を変更するもので、普通科の入学定員を200人から234人とし、収容定員を600人から702人に増やすとともに、英数科の収容定員を282人から

180 人に減らす内容であり、学校全体での収容定員に変更はなく、認可は妥当と判断したことを報告した。

高田会長から、「アントレプレナーシップクラス」の内容について質疑があり、事務局から、アントレプレナーは起業家を意味し、起業家に求められるマインドや基本的なスキルを身につけることを主眼としているクラスで、普通科の通常の授業に加えて、放課後等に講座や演習として様々な授業を専門家や外部講師に依頼し、本物を体験する機会を提供するものであると報告した。

全員異議なく「認可を答申」と決定した。

第 5 号議案

議案書等に基づき事務局から説明した。

第 1 部会として 7 月 18 日に開催した部会において審議したところ、加藤学園高等学校は進学に重点を置いた学校づくりを行い、4 つあるコースのうち「総合コース」を廃止する再編を行い、魅力ある学校にしていくため、普通科の入学定員を 500 人から 390 人とし、収容定員を 1,500 人から 1,170 人に減らすもので、認可は妥当と判断したことを報告した。

高田会長から、少子化に対応した変更と考えるが、2 割ほどの定員減少で経営上の問題はないのか、確認しているかとの質疑があり、事務局から、近年も収容定員に対し 8 割以上の生徒が集まっており、学校法人から運営が可能との判断で申請されている旨、報告した。また、仲田委員から、1 学年 360 人を超えると経営は安定する旨の説明があった。

全員異議なく「認可を答申」と決定した。

第 6 号議案

議案書等に基づき事務局から説明した。

第 1 部会として 7 月 18 日に開催した部会において審議したところ、静岡雙葉高等学校の全日制課程にかかる学則の収容定員と実態との間に乖離が生じていること及び、通信制課程の新設を受けて、普通科の入学定員を 200 人から 180 人とし、収容定員を 600 人から 540 人に減少させるもので、認可は妥当と判断したことを報告した。

馬瀬委員から、定員と実員の乖離の是正とあるが、承認事項 6 で審議する同学校の通信制課程設置の収容定員と減少数が同じであり、収容定員を付け替えたと考えてよいかと質疑があった。事務局から、学校法人から通信制課程設置計画の相談を受けた際に、通信制課程を設置し、学校の収容定員を増やすのであれば、全日制課程の収容定員と実態との乖離の是正を同時に行うことを県から指導し、付け替える形としたため、このような理由となった旨、報告した。

全員異議なく「認可を答申」と決定した。

第 7 号議案及び第 8 号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第 1 部会として 7 月 18 日に開催した部会において審議したところ、常葉大学附属

常葉高等学校及び中学校において、近年の募集実績や15歳人口・12歳人口の推移を踏まえ、高等学校は普通科の入学定員を240人から120人とし、収容定員を720人から360人に減らし、中学校は入学定員を80人から40人とし、収容定員を240人から120人に減らすもので、認可は妥当と判断したことを報告した。

高田会長から、収容定員を減らす常葉高等学校や中学校の形態は今後多くなると想定され、県として今後の定員未充足の学校に対する指導の考え方について質疑があり、事務局から、収容定員と実員に大きな乖離が生じている学校には、その状況についてヒアリングを実施し、収容定員の見直し等を促していることを報告した。

仲田委員から、私学協会での収容定員の増減に関する考え方について、意見があった。

全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

第9号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第2部会としては、7月10日に開催した部会において審議したところ、幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行する園については、幼稚園の廃止を行う必要があることから認可は妥当と判断したことを報告した。

全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

第10号議案及び第11号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第2部会として7月10日に開催した部会において審議したところ、令和7年度で幼稚園を廃止する方針に基づき、令和6年度の園児募集を行い、令和6年度末で在園児はいない実態であり、認可は妥当と判断したことを報告した。

高田会長から、残余財産の処分における寄附について質疑があり、事務局から当該法人の寄附行為の規定に基づき、理事会等での決議を受けて寄附を行うことを報告した。

全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

第12号議案

議案書等に基づき事務局から説明した。

6月25日に事務局にて現地調査を行い、第3部会として7月11日に開催した部会において審議したところ、新たに商業実務分野の医療マネジメント学科を設置することにより、学校の目的を変更するもので、認可は妥当と判断したことを報告した。

全員異議なく「認可を答申」と決定した。

第13号議案及び第14号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第3部会として、7月11日に開催した部会において審議したところ、令和6年度から休校となっており、生徒及び教職員の在籍者はいない実態であり、認可は妥当

と判断したことを報告した。

松田委員から、指導要録の保管方法及び保管期間について質疑があり、事務局から各種学校は学校教育法施行令第 31 条の準用外であり、卒業者等の利便性などを考慮し、旧設置者等が保存することを認めている旨を回答した。また、保管期間は学校教育法施行規則第 24 条、第 28 条の定めるところにより、専修学校・各種学校を含めた私立学校において、学籍に関する記録については 20 年間である旨を回答した。

全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

第 15 号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第 3 部会として、7 月 11 日に開催した部会において審議したところ、日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みとして、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が、令和 6 年 4 月 1 日に施行された事を機に、当該校でも、教育の質の維持・向上等に最適な教職員と学生のバランスを再検討し、収容定員を 280 人から 210 人に減らすもので、認可は妥当と判断したことを報告した。

仲田委員から、当該校を設置する学校法人の財務状況や当該校の学費について質疑があり、事務局から当該法人の財務状況及び学費について回答した。

全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

(2) 審査事項

事前審査 1 及び事前審査 2

議案書等に基づき事務局から説明した。

第 1 部会として、7 月 1 日に現地調査を行い、7 月 18 日に開催した部会において審議したところ、近年における不登校、発達障がいの中학생や高校生が増加している状況を受けて、通信制課程のみを置く高等学校を設置し、あわせて学校法人を設立する計画であり、計画承認は妥当と判断したことを報告した。

鈴木啓之委員から通信制高校はまだ需要があるのかと質疑があり、事務局から、多くの生徒が通信制高校に進学する傾向は続いており、今回の計画承認により、本県が所轄庁ではない広域通信制高校の生徒が、本県が所轄庁の狭域通信制高校の生徒になること、また、西部にも通信制高校が設置され地域バランスがとれる旨、報告があった。

協議の結果、全員異議なく「学校法人の設立及び高等学校の設置計画は妥当」との結論を得た。

事前審査 3

議案書等に基づき事務局から説明した。

第 1 部会として、7 月 10 日に現地調査を行い、7 月 18 日に開催した部会において審議したところ、現況の公教育の枠組みで、不適応とならざるを得なかった生徒たちを対象に、通信制課程のみを置く高等学校を設置する計画であり、計画承認は妥当と判断したことを報告した。

高田会長から、高等学校としては独立している学校なのかと質疑があり、事務局から、既存校とは別の独立した学校であるとの報告があった。

協議の結果、全員異議なく「高等学校の設置計画は妥当」との結論を得た。

事前審査 4

議案書等に基づき事務局から説明した。

第1部会として、7月18日に開催した部会において審議したところ、学びの多様化学校として、不登校児童生徒に広く学習の機会を与え、進学や就職を目指すための中学校を設置する計画であり、計画承認は妥当と判断したことを報告した。

鈴木里美委員から、不登校生徒を対象とした通信制の学校ではなくて、毎日通学する学校なのかと質疑があり、事務局から、中学校なので通学する学校であるが、学びの多様化学校として、文部科学省から教育課程の特例の指定を受ける予定であり、その点が通常の中学校とは違う旨を報告した。

協議の結果、全員異議なく「中学校の設置計画は妥当」との結論を得た。

事前審査 5

議案書等に基づき事務局から説明した。

第1部会として、7月10日に現地調査を行い、7月18日に開催した部会において審議したところ、本校高校生、中学生、また、国内4つの姉妹校で同様の状況にある生徒の新たな学びの場として通信制課程を設置する計画であり、計画承認は妥当と判断したことを報告した。

高田会長から、本県初の広域通信制高校となるが、全国からは姉妹校からのみ募集するという理解で良いかと質疑があり、事務局から、そのように学校法人から説明を受けているとの報告があった。

協議の結果、全員異議なく「通信制課程の設置計画は妥当」との結論を得た。

事前審査 6

議案書等に基づき事務局から説明した。

第1部会として、7月18日に開催した部会において審議したところ、近年における不登校の中学生や高校生が増加している状況において、学習スタイルの多様化を受け、不登校の生徒の就学の機会、大学の進学の機会を与えるため、通信制課程を設置する計画であり、計画承認は妥当と判断したことを報告した。

協議の結果、全員異議なく「通信制課程の設置計画は妥当」との結論を得た。

議長が、全案件の審議が終了したことを報告し、閉会した。

令和7年8月4日

議事録署名人 小林 佐知子（署名・押印）

馬瀬 和人（署名・押印）